

土浦市「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」広告掲載取扱要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成 1 9 年土浦市告示第 2 1 2 号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成 1 9 年土浦市告示第 2 1 3 号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、市が配布する「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」（以下「カレンダー」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格等）

第 2 条 広告の規格等は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長は、状況に応じこれらを変更することができるものとする。

- （1）広告を掲載する場所（以下「広告枠」という。）の枠型は、縦 2 . 8 c m、横 9 . 0 c m の長方形とする。
- （2）広告枠の位置はカレンダーの最下部とし、3 枠を横に並べてそれぞれ左、中央、右に配置する。
- （3）広告の表示色は、黒色（単色）とする。
- （4）広告には、広告を掲載する者の名称、電話番号又は公式ホームページ等問合せ先を表示するものとする。

（市の施設への配置期間）

第 3 条 広告を掲載したカレンダーを市の施設に配置する場合の配置期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

（広告の掲載の募集）

第 4 条 広告の掲載の募集は、公募によるものとし、市広報紙及び市ホームページ等によりこれを行うものとする。

（広告の掲載の申込み）

第 5 条 広告の掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」広告掲載申込書（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、1 者につき広告枠 1 枠を希望することができる。ただし、3 か所の掲載位置のいずれかを指定して希望することはできない。
- 3 第 1 項の規定による広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用

は、申込者の負担とする。

（申込者の資格）

第 6 条 市税を滞納している者及び事業者は、申込者となることはできない。

2 本市に住所又は所在地が無い者は、申込者となることはできない。

（申込みの無効）

第 7 条 同一の申込者により同時に複数の申込みがあったときは、これらをすべて無効とする。

（広告の掲載の決定）

第 8 条 市長は、第 5 条第 1 項の申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」広告掲載可否決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱及び基準要項に定めるもののほか、次に掲げる基準により行う。

（1）原則として、申込書の提出日が早いものから順に 3 者を広告主とする。この場合において、提出日とは、市に送達された日とする。

（2）公表した応募期限にかかわらず、申込みが 3 者に達した日の 17 時 15 分をもって広告の募集を終了し、市ホームページ等により速やかに募集終了の旨を広報するものとする。

（3）募集を終了した日（以下「終了日」）において、申込者の人数が 3 者を超えているときは、次に掲げる方法により広告主の決定をする。

ア 終了日前にすでに申込みがあるときは、その者を広告主として決定し、残る広告枠については、それ以外の申込者全員による抽選により、広告主を決定する。

イ 終了日前に申込みがないときは、申込者全員による抽選により 3 者を広告主として決定する。

（4）不測の事態が生じたときは、市長の判断により決定する。

（広告掲載原稿の作成及び提出）

第 9 条 広告を掲載することができる決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第 5 条第 1 項の広告掲載原稿を市長が別に指定する記録媒体に記録し、土浦市「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」広告掲載可否決定通知書（様式第 2 号）の交付日から 14 日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料）

第 10 条 広告掲載料は、1 枠当たり 20,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、市長が別に指定する日までに、前項に定める広告掲載料を市に納入しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第 11 条 市長は、要綱第 3 条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が次のいずれかに該当するときには、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により、広告の掲載の決定を受けたとき。

（2）市長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

（3）市長が指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の取消しを決定したときは、土浦市「家庭ごみ収集カレンダー（令和 9 年度版）」広告掲載取消決定通知書（様式第 3 号）により、広告主に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により、広告の掲載の決定を取り消したときは、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

（広告主の責務）

第 12 条 広告主は、広告の掲載内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（補則）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。